

平成 28 年 12 月 1 日、一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 機能保証制度委員会は、東京都墨田区にある全国浄化槽推進市町村協議会事務局を訪問し、要望書を提出致しました。



左: 要望書を受け取ってくださった 吉野 全浄協事務局長

右: 要望書をお渡りする 川崎 全浄連機能保証制度委員会委員長

浄化槽機能保証制度は、浄化槽設置工事について設置者に安心をお届けし、もって浄化槽の社会的信頼を高めるため、平成 5 年の創設以来、大いに活用されてまいりました。

近年、汚水処理計画の見直しなど、浄化槽への関心がますます高まる中で、この有益な機能保証制度のさらなる活用を求め、この度、全浄連は、国庫補助対象である浄化槽について、全浄協による機能保証制度への登録義務付けを要望いたしました。



要望書の内容について詳細な説明を行う全浄連

吉野 全浄協事務局長は、「**全浄協の“登録制度”**と**全浄連の“機能保証制度”**は、クルマの両輪となって、進めていかなければならない」というかねてよりのご自身の考えを示され、大いに「前向き」に要望書を受け止めてくださいました。



全浄連の要望を真摯に受け止めてくださった 吉野 全浄協事務局長

その後、吉野 事務局長は、今後の浄化槽業界の発展のためにも、機能保証制度が「より魅力的な」制度になるよう希望を出され、それに対し、川崎 全浄連機能保証制度委員会委員長は、自身の“ホームグラウンド”である高知県が機能保証制度登録率 100%であることを例に引きながら、吉野 事務局長の要望に対し、積極的な考えを示し、会合は無事終了となりました。



高知県での取り組みを語る 川崎 全浄連機能保証制度委員会委員長